

Title	司法省法学校小史(3・完) 続続・明治法制史料雑纂(六)
Sub Title	History of the ministry of justice law school during Meiji era (3 End)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.11 (1967. 11) ,p.56- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19671115-0056

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

司法省法学校小史(3・完)

続続・明治法制史料雜纂(六)

資料

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 明法寮の法学生徒……以上第六号
- 三 司法省法学校正則科
- 四 東京法学校の創設、閉校並に生徒の処置……以上第七号
- 五 司法省法学校速成科……以下本号
- 六 むすび

五 司法省法学校速成科

明治九年三月、正則科第二期生の募集が行われたことは、前節で述べた(本誌第七号六四頁以下参照)。その翌月、司法省は正則科とは別に法学の生徒を募り、司法官の短期養成を開始した。これがいわゆる速成科の濫觴である。⁽¹⁾

正則科は修業年限八ヵ年であつたから、卒業までには相当の期間があり、それでは到底司法官の早急の需用には追いつけなかつた。当時、裁判所は全国的に拡充、整備され、司法官は逐年、著しく増

加していた。その状況は、次の通りである。

前註 明治七年(月不詳)、八年三月、九年九月、十年十月、十一年六月、十二年一月、十三年九月、十四年五月各官員録を利用し、手塚において計算した数である。なお、昨年十月二十二日、岡山大学で開催された法制史学会の第十五回研究大会において、手塚が「明治初年の裁判官」と題する研究報告を行つた際、配付した「資料」四頁参照。

年	司法官		検	事	合計
	判	事			
七年	五〇	二四一	五	二	二九八
八年	五一	三五四	四	〇	四〇九
九年	一四八	三一六	一二	三八	五二四
十年	一四五	四七二	一六	三四	六六三

十一年	一六五	五〇四	一八	三七	七二四
十二年	一七七	五〇七	一七	三四	七四五
十三年	一九一	五〇三	二二	三六	七五二
十四年	二二九	六五三	三八	五三	九七三

後註

明治七、八年の勅委任判事は、大判事、権大判事、中判事、権中判事、少判事、権少判事、判任判事は、大解部、権大解部、中解部、権中解部、少解部、権少解部を指し、勅委任検事は、大検事、権大検事、中検事、権中検事、判任検事は、少検事、権少検事を指す(明治五年八月三日太政官布告第二一八号)。

明治九年の勅委任判事は、判事(二等——七等)、判任判事は、判事補(一級——四級)、勅委任検事は、大検事、権大検事、中検事、権中検事、少検事、判任検事は、権少検事、一級——四級検事補を指す(明治八年五月四日太政官布告第七号第七三号)。

明治十年以降の勅委任判事は、判事(二等——七等)、判任判事は、判事補(八等——十一等)を指し、勅委任検事は、検事長(三等)、検事(四等——七等)、判任検事は、検事補(八等——十二等)を指す(明治十年六月二十八日太政官達第四六号)。

右の表でわかるごとく、明治七年から十四年までの七年間に、司法官の員数は、実に三倍強に達している。さらに、十五年一月からの旧刑法および治罪法の施行に備え、十四年十月十八日、司法省達で定められた裁判官の定員によると判事は勅委任二七一名、判任七六五名、検事は勅委任一一〇名、判任一〇〇名、総計二二四六名⁽²⁾で、明治七年に比較すると、完全に四倍強に達している。

司法省においては、九年当時、向う五、六年間に司法官数が倍増することが、当然予想されたであろう。速成科は、こうした当面の必要から生れたものといつていい。

「速成科略誌」は、次のごとく述べている。⁽³⁾

司法事務日ニ月ニ繁劇ヲ加フ。是ニ於テ司法卿更ニ速成生徒ヲ教育スルノ当時ニ必要ナルヲ察シ、明治九年四月、初メテ規則課分局ニ漸次生徒四十一名ヲ募リ、民事刑事ノ問題ヲ課シ、之レカ擬律擬判ヲ為サシメ、以テ法理ヲ研究シ、裁判ノ事務ヲ練習セシム。之ヲ員外出仕ト称シ、学期ヲ二ヶ年トナス。大丞渡辺驥ヲシテ之ヲ督セシム。十二月、該生徒ヲ罷ム。

規則課は、「司法省総則並各課章程(八年八月三十日)で、第一局内に設けられた課であつて「本省議事ノ章程及内部ノ諸規則ニ渉ル者ハ之カ案ヲ草シ卿ノ参考ニ供スルヲ掌トスル」を任務とした。⁽⁴⁾なせ、この課が速成教育を担当したかは、わからない。また、「分局」の意味もはつきりしないが、員外出仕の事務を担当するため、あらたに係を設け、それを分局と称したのかも知れない。⁽⁵⁾

この員外出仕に関しては前掲司法沿革誌の記事も、「速成科略誌」のそれより簡單であり、それら以外には、徴すべき資料を欠く。したがつて、いかなる生徒(氏名も不明である)を入学させ、誰が擬律擬判の授業を行つたのか、そしてまた、緊急の必要から発足したこの課程が、二カ年の修業期間をまたず、わずか九ヵ月でなぜ中断したかなどの事情が、一切わからないのは、甚だ残念である。将来におけるあたらしい資料の出現を期待したい。

速成科の教育が、本格的に開始されたのは、それから一年数ヵ月たつてからであつた。すなわち、十年七月、照査課において出仕生徒を入学せしめ、二カ年の速成教育をはじめたのがそれである。⁽⁶⁾ 照査課は、「司法省局課分掌」(十年一月十二)によつて、局に属せず、卿直属の課として設けられたもので、「代言人ノ願書ヲ照閲シ出身生ノ批点ヲ検査ス」るを任務とした。課長は司法大書記官渡辺驥である。⁽⁷⁾ 当時、司法省において卿直属の課は、照査課以外に、正則科を所管する学校課のみであつた(本誌第七号六九頁参照)。司法省の法字教育を卿に直結させるためと、速成科を正則科から截然と区別することをねらいとして、速成科を照査課の所管にしたものと推察される。生徒の募集は、六月から行われた。この時、出仕生徒に関する規則が作られたようであるが、残念ながら私はまだその全文をみる機会をもたない。しかし、当時の新聞に、その概略が報道されているので、大要だけは判明する。例えば六月十五日・東京日日新聞は、次のように報じている(句読点・手塚、以下新聞記事同じ)。

今般、司法省にて出仕生徒を置かれるに付、其規則の概略を左に載せませす。猶委しいことは、同省へ罷り出てお聞きなさい。

一 出仕生徒ヲ置キ、諸般ノ法理ヲ研究シ、裁判ノ方法ヲ練習セシメ、卒業ノ後、相当ノ職務ニ従事セシムルコトアル可シ○出仕生徒ハ二十歳已上三十歳已下ニテ身体強壯、品行方正ノ者ヲ選ビ、漢籍講義ト、無点文句読訓点ヲ為サシメ、其才学ノ浅深、試験ノ上、之ヲ許ス○卒業期限ハ滿二ケ年ニテ期限内ハ一ヶ月金五円ヲ給与ス○不品行不勉強等ニテ成業ノ目度ナク、出

仕ヲ免スル時ハ、其給与金ヲ償還セシム○保証人連署ニテ願書ヲ差出スヘク、其保証人ハ、東京府下住居ニテ身元確ナル者二名ヲ以テスヘシ○右願書ハ本月三十日限り左ノ書式ニ倣ヒ、司法省照査課へ差出スヘキ事

出仕生徒願書(料紙美濃紙)

本籍 身分

氏名

何年何ヵ月

私儀御省出仕生徒志願ニ付御試験被成下度即保証人連署此段奉

願候也

年 月 日

現今住所

右 氏 名 印

保証人 住所 本籍 身分 氏名印

(保証人 住所 本籍 身分 氏名印)

司法省御中

入学試験は、七月七日から十九日まで行われた。⁽⁹⁾ 志願者数はわからないが、次の第二期生、第三期生の志願の状況から逆に推測すると(本稿六〇頁、六五頁参照)、数百名に達する相当の競争であつたと思われる。

入学者は五十名で、授業は九月からはじめられたと推察されるが、課目および担当者は次の通りである。⁽¹⁰⁾

性法 フランス民法 ポアソナード

法律の原旨、英国普通法

ヒル

擬律擬判

不明

ポアソナードの通訳は、一瀬勇三郎、大島三四郎、井田鐘次郎であつたが、ヒル (G. W. Hill) のそれは不明である。⁽¹³⁾

同年十二月、補欠生徒一名が入学した。⁽¹⁴⁾

十二年四月、磯部四郎 (判事、正則科第一期生) が教師に新任、フランス刑法と治罪法を担当した。磯部はフランスからの新帰朝である。⁽¹⁶⁾

同年九月、四十七名が卒業した。⁽¹⁷⁾ 入学者は補欠入学一名を加え、五十一名であつた筈であるから、四名が脱落したことになるが、その氏名は明らかでない。この卒業生が、いわゆる速成科第一期生であり、卒業と同時に、ほとんど全員が司法省に入り、十六等か十七等出仕あるいは雇に任用されたようである。⁽¹⁸⁾

その後三年十ヵ月を経た十六年七月、後ちに述べる第二期生卒業の際、第一期生の中、三十九名に卒業証書が授与された。⁽¹⁹⁾ 第一期生の氏名、卒業、成業 (卒業証書なし) の区別は、次の通りである。

前註 (a) 「法学校速成科一覽」 (明治十七年) 所載の一覽表による (一〇頁以下)。前掲懷旧録にも「第一期卒業生」の一覽表があるが (法曹記事第二三卷一、二、一九頁以下)、どうしたわけか、太田来一の氏名が洩れているので、全員四十六名となつており、また、卒業、成業の区別がなされていない。但し改姓は前掲懷旧録による。

(b) 本表の順序は卒業成績の席次と思われる。番号は手塚においてつけた。原表の「福岡県士族」「山梨県平民」は「福岡

司法省法学校小史 (3・完)

岡・士「山梨・平」と略した。

氏名	族籍	席次	氏名	族籍	席次
倉富勇三郎	福岡・士	1	阿部直秀	静岡・士	21
矢野茂	熊本・士	2	本多牧多	岩手・平	22
津村董	広島・士	3	小川重喬	新潟・平	23
伊藤景直	福岡・士	4	柳山直平	長野・士	24
藤当融	福岡・士	5	内山光謙	新潟・士	25
永島巖	山梨・平	6	古山四郎	新潟・平	26
太田来一	福岡・士	7	栗原茂之	東京・平	27
鈴木捨三	京都・平	8	村山忠篤	東京・士	28
大蔵将英	静岡・士	9	穂積重宝	茨城・士	29
天野景治	神奈川・士	10	中川武勝	東京・士	30
川目亨一	静岡・士	11	片山武	島根・平	31
相川勝蔵	山形・士	12	高橋太郎	青森・士	32
高洲速太	山口・士	13	田中岩之助	滋賀・士	33
村田継述	福岡・士	14	玉置琢	和歌山・士	34
小泉忠武	福岡・士	15	下田泰岳	山本・士	35
三輪正一	山口・士	16	荒井正修	熊本・士	36
佐倉広則	静岡・平	17	福村卓	神奈川・士	37
金子甲子介	山口・士	18	高橋易直	静岡・士	38
村田命徳	京都・士	19	宮城士	宮城・士	39
清水純孝	東京・士	20			

以下は成業、卒業証書なし。

五九 (一五二)

結城 顕彦	神奈川・士	42	杉本 成貞	神奈川・士	45
山内 璞	石川・士	43	田中 太郎	千葉・士	46
宮野 孝治	山梨・平	44	青木 大五郎	熊本・士	47

第二期生の募集は、第一期生の卒業した明治十二年九月からはじめられた。同月十九日・東京日日新聞は、その募集について、次のごとく報じている。

司法省の出仕生徒にて曩に召募なりしものは、本年九月満期に付き、更にまた出仕生徒を召募せらるゝよし。其規則概略は左の如くにて、詳細の儀は同省へ出でて承はれば指示せらるゝよし。

○出仕生徒ヲ置キ法律ヲ研究シ、裁判ノ方法ヲ練習セシメ、卒業ノ後ハ相当ノ職務ニ従事セシムルコトアルベシ○出仕生徒ハ二十歳已上三十歳已下ニシテ、身体強壯、品行方正ノ者ヲ選ヒ、経書ノ弁書、歴史ノ訓点ヲ為サシメ、其才学ノ浅深ヲ試験ノ上、之ヲ許可スベシ○卒業ハ満三ヶ年ニシテ期間中ハ一ヶ月金五七円ヲ給与スベシ○不品行不勉強等ニテ成業ノ前途ナク退罷セラル、時ハ、右給与金ヲ弁償スベシ○保証人ハ東京府下住居ニシテ身元健ナル者二名ヲ以テ^{(不明)手塚註}□□ベシ○本年十一月一日ヨリ同三十日限り、書式ニ習ヒ履歴書ヲ副テ司法省へ願書ヲ出スベシ (願書式履歴書式ハ略ス)

修業年限が第一期生より一年延長されて三ヶ年となつてゐるのがめだつ。この修業年限によつて、速成科生は三年生、正則科生は八年生と俗称された。このとき受験した川淵電起は、その模様を、次

のように語つてゐる。⁽²⁾

十六日(十二月——手塚註)、余は司法省より呼出を受け、出頭して法学校入学試験を受く。其課目は論語の弁書(即ち字解、章意の釈述及び余論にして、又其文章は本人の便宜に従ひ、漢文若くは仮名交り文、何れにても可なり)と資治通鑑の白文訓点なりき。而て前者は六言六蔽の章なりしを記憶するも、後者は今其編章を記憶せず、余は下手な漢文にて対策を作りしが、受験者は無慮千有余名にして、而て其採用生徒は僅に六十名とのことなりしかば、左しも我慢強き余をして落胆悲観の深淵に沈淪せざるを得ざらしめたり。然るに後日、司法省より法学生徒申付くるの通牒を受く……弥々入学して始めて第二十三位にて登第したるを知り、更に復た一驚を喫しけるこそ無理ならぬ(句読点手。塚以下同じ)。

そして十二月二十三日・東京日日新聞が「司法省の出仕生徒の試験は、去る十九日にて終りしが、及第せしものは、来一月五日より出仕せしめらるゝよし」と報じているから、当初の予定では、五、六十名の生徒を選び、翌十三年一月早々に発令する予定であつたと思われる。しかし、一月は過ぎ二月になつても、なかなか発令はされなかつた。その事情を、二月十二日・東京日日新聞は、

司法省の出仕生徒は、是まで五十名なりしが、本年より大に其員を増して、百六十名ほど募らるゝに付き、同省中へ更に教場を新築せられ、来月初旬より開場のおん見込なり。

と述べている。ここにいふ「教場を新築」は、前掲司法沿革誌の一月十九日の条に「新ニ出仕生徒ヲ募ラン為メ講堂並自修所ヲ増築

ス」とあるのが、それであろう。さらに、同月十四日・東京日日新聞は、

司法省の出仕生徒の増員に付き、先ごろの試験にて落第せし者のうちより、数十名を選抜せられたり。

とも報じている。これらの報道から推察すると、十二月中旬の入学試験で一応の合格者が選ばれたあとで、急に増員の件が決まり、教場の増築も行われ、発令の方も延び延びになつたとみていい。この増員の理由について、川淵竜起は、次のように述べている。⁽²³⁾

内閣に於て縮盟各国との条約を改正、治外法権の撤廃を為さんが為めには、可及的急速に裁判制度を拡張釐革し、且諸法律の制定頒布及びその他の準備を為すを必要とし、随て多数の法学生徒を養成せざる可からずとの議あり。此に於て最初入学生徒数は六十名の予定なりしを、一躍百五十名に増員することゝ為り、旁々校舎の拡張工事を為したる為め、最初予定の入学期より大に後くるゝに至りたるものなりと云ふ。

当時における条約改正事業の状況をみるに、十二年九月十日、井上馨が外務卿に就くや、直に法権並に税権の早急な回復を企図し、種々の方策をうちたてていた。⁽²⁴⁾そして法権回復の前提とみられた刑法、治罪法の公布も（十三年七月十七日）目前に予定されていた。

川淵の述べているごとく閣議において、多量の裁判官の急速な養成が期待されたとしても極めて当然である。

また、十二年十二月二十六日の日本橋を中心とする大火で、司法省の一部が類焼したことも、始業のおくれた一つの原因であつた。⁽²⁵⁾

かくして二月二十六日、出仕生徒百四十一名が発令され、三月十一日から授業が開始された。⁽²⁶⁾生徒手当は月七円、別に紙筆墨が支給され、必要書籍は貸与された。⁽²⁸⁾

講義は、はじめ「民事の擬判、刑事の擬律」のみが行われたが、四月からは他の一般的な法律の授業も開始された。当時の状況を伝えるものに、同月九日・東京日日新聞の次の記事がある。

司法省の法学校にて、教師の講義は誰にても傍聴を許さるゝよしにて、其心得書を定められたり。其教師の講義を傍聴せんと願うものは、水、金曜日午前九時半より同十一時まで、教師ポアンード氏の法律大意、火、木曜日の午後一時より二時半までは、アッペール氏の刑法原則、月曜日は同省御用掛小倉氏の訴訟法講義なりと。

これは一種の公開講義であつて、注目すべき企画であるが、それがいつまで行われたのか、そしてまたどんな聴講者が集まつたのか、そうした事情を示す資料がみあたらないので、その詳細はわからない。それはともかく、この記事によつて、第二期生講義開始当初の授業時間割は判明する。⁽³¹⁾川淵は、その後の在学三カ年間の学修科目と担当者、次のように掲げている。⁽³²⁾

日本民法草案⁽³³⁾ ポアソナード 通訳⁽³⁴⁾ 加太 邦憲

性法 アッペール 藤林 忠良

刑事法 井上 正一 民事訴訟法 岸本 辰雄

商法 栗塚 省吾 刑法 小倉 久

日本民法草案をのぞき、他はすべてフランス法の講義と思われ。『速成科略誌』によると岸本あるいは小倉はフランス商法も担当したようであるが、詳細はわからない。右の教員の中、アッペールは講義開始後いくばくもなく十三年五月に退任(本誌第七号七頁参照)、岸本は同年七月から十二月まで在任、栗塚は十四年一月新任、小倉は十四年六月退任、その後任が井上正一であった。⁽³⁸⁾ 日本人数員はすべて正則科第一期生である。なお、擬律擬判は三カ年間、継続して行われたと思われるが、担当者は不明である。第一期生に対する教師の中には、前述のごとくヒルがおり、彼は十三年八月まで司法省に在職したが、⁽⁴⁰⁾ 第二期生の授業には関係しなかつたようである。英米法の講義は、司法官の短期養成をめざす速成科においては、不必要と考えられたのかも知れない。

これより先き、第二期生が入学した十三年二月、渡辺照査課長は検事へ転出、後任には一時、課長代理として司法少書記官岡本豊章が就任したが、四月に、司法少書記官名村泰蔵が正式の課長に任命された。⁽⁴¹⁾ また、二月に大木司法卿が辞任、翌三月、田中不二磨がその後任となつたことは、前節で述べた通りである(本誌第七号七六頁参照)。

同年五月、名村照査課長は、太政官権大書記官へ転出、⁽⁴²⁾ それとはほぼ時を同じくして、照査課は廃止され、『照査課中……法学生徒ニ係ル事務ハ生徒課ニ分属候事(十三年五月二十一日司法省達)』とされた。⁽⁴³⁾ 生徒課は「法学校ヲ糴提」する学校課が改称したもので(十三年四月二十一日、専ら

正則科を管理してきたが、照査課の速成法学生徒事務を吸収したので、それ以来、同課の所管する法学校には、正則、速成の両科が併置されるに致つたこと、とくに速成科の事務は、通学生徒係によつて掌握されたこと(十三年六月一日、司法省生徒課伺)、同じく六月、生徒課長が判事植村長から司法権大書記官黒川誠一郎に代つたことなどは、すでに前節で詳述した(本誌第七号七六頁参照)。

さらに翌十四年十月、司法卿が田中からふたたび大木へ変り、また十一月には生徒課が第七局に改組、黒川が局長に就任、翌十五年十二月、司法権少書記官加太邦憲が副局長となつて校長事務を司つたが、これらについても前に述べた通りである(本誌第七号八〇頁、八二頁参照)。

十六年二月、第二期生の卒業時期が到来したが、『ボアソナー』ノ講義終了セサルニ依リ、更に六ヶ月間延期⁽⁴⁴⁾された。

同年六月二十七日、ボアソナーの最終講義と試験が行われた。その模様は、同月二十八日・東京日日新聞が、次のように詳しく報じている。

兼て記せし如く、昨日、司法省にて法学生徒の卒業試験を行はれしに付、午前十時に三条(実美、太政大臣——手塚註、以下同じ)、有栖川(熾仁親王、左大臣)の両大臣及び山田(顯義、参議兼内務卿)、西郷(従道、参議兼農商務卿)、山県(有朋、参議)、川村(純義、海軍中将、参議兼海軍卿)の諸公の来臨ありて一覽せられ、夫より大木司法卿の案内にて省内の各局を巡覽せらるゝに、折しも控訴裁判所には第二期重罪裁判の第二十五回公判即ち下谷山吹町

の平民小林喜助が子殺の件にて開廷中なれば、傍聴せられ、四時
 すぎに再び本省へ戻られ、休息の後ち五時ごろに退散せられた
 り。此日、御雇教師ボアソナード氏の講義あり。その日本民法草
 案中不動産移転に関する登記法の事にて、訳官は一瀬一等属なり
 し、其説明頗ぶる詳密にして、皆大に感賞せられたり。さて生徒
 優等者の試問に應ぜしは、小松恒、尾立維孝、武田乙次郎、吉田
 平三郎、星野彦太の五名なりしと云う。

この盛大な行事に、政府当局の法学校生徒に寄せる大きい期待を
 伺うことができる。

翌七月五日、卒業証書授与式が行われた。卒業生総数百一名、そ
 の中、卒業証書を授与された者九十二名、証書はなく単なる成業の
 者八名、第三期生へ再入学一名で、その氏名は、次の通りである。
 入学者百四十一名の中、四十名が途中で脱落した筈であるが、その
 氏名は明らかでない。

前註(a) 前掲法学校一覽に掲載されている一覽表による(一四頁
 以下)。前掲懷旧録にも、この一覽表は掲載されている(法
 曹記事第二三卷二二号・一〇八頁以下)。

(b) 本表の順序は、卒業成績の席次と思われる。原表の「佐
 賀県士族」「京都府平民」は、「佐賀・士」「京都・平」と略
 した。

氏名	族籍	順序	氏名	族籍	順序
空閑輝代志	佐賀・士	1	小松恒	長野・士	3
吉田平三郎	京都・平	2	丸山精三	長野・平	4

富川宗助	望月源次郎	古川春策	原篤三	鈴木伍三郎	池田義次	渡部喜太郎	久野耕次郎	大越泰次郎	奥田大治	土井庸太郎	安井重三	森経貞	松本清廉	岩佐樟坪	金山尚志	星野彦太	向山辰次郎	林清作	川淵竜起	石井清美	横井道直	山田豊策	武田乙次郎	尾立維孝	奥宮彦五郎	
東京士	岡山平	広島平	栃木平	愛知平	熊本士	広島士	滋賀士	埼玉平	東京平	三重士	岡山平	石川士	愛媛士	愛媛士	福岡士	福岡士	長野平	山口士	高知士	山口士	東京士	石川士	大分士	大分士	千葉平	千葉平
30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	
全田達次郎	元木直一	高橋守弥	牧野直賢	磯谷洌	佐々木慎	岡田巖	杉浦文太郎	井伊忠次郎	片桐管太郎	橋爪捨藏	馬杉虔	小幡虎三郎	中村鶏太郎	尾島峯義	澄田欣之助	平岡信次郎	大島定治	堀井正則	藤沢清風	伊集院慶介	上原達夫	青木午三郎	管生初雄	江間乙藏	栗原忠恕	
大阪平	兵庫平	高知士	新潟士	静岡士	宮崎士	京都平	岡山士	千葉平	愛媛平	福島士	東京平	滋賀士	愛知士	長野士	山口士	東京士	埼玉平	札幌士	富山士	鹿児島士	大分平	兵庫士	石川士	京都士	静岡士	
56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	

加藤信存	東京士	58	57	柳田教彦	兵庫士	83	84
今村幾	東京士	55	56	北川溪太郎	福岡士	84	85
北川信從	高知平	59	60	原田潜	山口平	85	86
吉田正進	大阪士	60	61	村井貞臣	東京士	86	87
小野久悠	茨城平	61	62	高橋正義	福岡士	87	88
松本教意	愛知平	62	63	河村松三郎	石川士	88	89
小川正治	神奈川平	63	64	中野正志	岩手平	89	90
倉本半太郎	熊本士	64	65	菅原元三郎	鳥取平	90	91
高田直次郎	兵庫士	65	66	稲垣勝藏	静岡士	91	92
西愛之助	佐賀士	66	67	飯田忠林	山形士	92	93
山田正義	茨城士	67	68	以下は、成業、卒業証書なし。			
山下千代吉	山形士	68	69				
佐川鎗次郎	茨城士	69	70	熊田小六	愛媛平	93	94
三浦寛夫	熊本士	71	72	早田綱之助	佐賀士	94	95
今清水文治	山形士	72	73	福崎瑞彦	鹿児島士	95	96
東条為	静岡士	73	74	花田元直	熊本士	96	97
早川清次	山形士	74	75	柏木久和吉	神奈川平	97	98
矢部成凭	新潟士	75	76	篠原肇	山口士	98	99
宇野美苗	福井士	76	77	斎藤宇一	青森平	99	100
鳥羽勝熊	茨城士	77	78	吉堀亮助	千葉平	100	
湊硯吾	福島士	78	79	第三期生に再入学し、十七年五月卒業、証状を受けた者(後註)。			
大岩金次郎	愛知士	79	80				
大戸復三郎	広島平	80	81	大塚於菟麿	熊本士		
緒方真彦	熊本平	81	82				
香取啓輔	千葉平	82					

後註

大塚は第三期生に編入され、十カ月の修学で、卒業証書を授与されたことになるが、彼だけが、なぜそうした特別の取扱いをうけたかはわからない。

川淵竜起は、この卒業の状況を、次のように述べている。⁽⁴⁶⁾

回顧すれば既往約三年半、毎期の試験に二分の一以上の点数を得たるものは進級し、三分の一以上を得ざるものは生徒を免ずとの規定に依り、又、或は病氣若くは死去に因り逐次生徒の数を減し、頭初時に入學したるもの百五十名の内、卒業証書一等より五等までを授与せられたるものは実に八十余名に過ぎず、余は……学科の研鑽充分ならざりしも、幸にして尾立維孝(元林太、小松恒、武田乙次郎、山田豊策、石井清美等十二三名と共に第一等の卒業証書を授与せられたるは、洵に僥倖とも將に天恵とも称すべく、窃に自ら省みて衷心忸怩たるものあるを免かれ得ざりき。

前にも述べたごとく、修業年限二カ年の第一期生は、卒業の際、一応、最下級の司法省出仕または雇に任命され、半年後にその一部が判事補または司法属に進んだようであるが、⁽⁴⁷⁾修業年限三カ年の第二期生の大部分は、卒業後直に判事補に任命された。このことは、すでに早く十三年八月二日・東京日日新聞が「治罪法の施行(十五年一月一日——手塚註)に付ては、是までの判事補にて引足らざれば、現在の法学生徒に課業時間を増し、大に學術を進めて其中より選抜して判事補となし、裁判官の欠を補はるゝとか云ふ」と報じていたから、当初からの予定の措置であつたとみてよからう。

第三期生は、第二期生の卒業直後からその募集が行われた。募集は新聞広告で行われた。例えば十六年七月九日・時事新報には、次のような募集広告が掲載されている。

本局ニ於テ法律通学官費生徒百名自費生徒百名漢学試験ノ上、入学差許候条年齢廿一歳以上(平時徴兵ヲ免カルヘキ者)廿六歳以下身体強壯ニシテ志願ノ者ハ来ル九月十日限り学業履歴書ヲ添ヘ願書差出スヘシ。但願書ニハ属籍、身分、年齢ヲ記載シ、本籍戸長ノ奥印ヲ受クヘシ。

明治十六年七月七日

司法省第七局

第三期生に関する校則は、第二期生のそれと同じであつたと思われるが、前にも述べたごとくその全文は残念ながら不明である(その概略は本稿五八頁参照)。

この募集に応じて入学した国分三亥は、試験の状況を、次のように述べている。⁽⁴⁹⁾

私共の入学試験を受けた時には、志願者千名を過ぎ、其の試験科目は漢学ばかりで、当時にあつても異例であつた。正則生も同様であつた。これは大木司法卿の強い主張に出たもので、其主趣は漢学に依り儒教を学び、国土の素質の備つた青年に法律を学ばせて初めて真の司法官が出来、国家の御役に立つのであると曰ふに在つたと聞いて居る。試験は論語の弁書(べんがき)と資治通鑑の白文訓点とである。弁書は論語中の課題とせられた一節を字解、解義、及余論の三段に分つて書くことと定められて居りて、漢学の力と同時に作文の力と思考力とを試験せらるゝ訳である。

白文訓点は申す迄もなく白文に句読と返り点とを附けるのである。私共の時は論語雜也篇の子貢曰如有博施於民而能濟衆何如可謂仁乎云々の一節が出て、私は其の余論に於て、儒教の仁と基督教の愛と仏教の慈悲と究極する所は一である等のことを相当に長く書いた様に覚へて居る。

同じく第三期生柳沢重固は「明治十六年九月十四日、司法省で入学試験を受けた」と述べているから、九月中旬前後の頃、数日間わたつて、志願者千余名の入学試験が行われたものと思われる。

十月十六日⁽⁵¹⁾、法学生徒が発令された。入学者は官費生百名、私費生百九名である。⁽⁵²⁾

柳沢は、入学当初の模様を次のように述べている。⁽⁵³⁾

官費生と私費生とに区分した長い大きな建物を生徒の自修室とし、別棟に職員室、講堂等があつたが、寄宿舎は無かつた。生徒は全部通学であつた。生徒の使用する筆、紙、墨は官費生も私費生も皆官給で、現品で支給され、書籍は全部貸与された。勿論授業料は無い。唯だ官費生には此外一ヵ月金六円を支給せられた。

……入学を許されて後は先生の講義があつても無くても、必ず毎日昇校しなければならなかつた。其昇退時間は司法省の役人と同一で、遅刻や早退は容易に許されなかつた。……先生の講義は、講堂に於て即時に筆記しなければならなかつた。初めの内は生徒は皆な其筆記には弱らせられた。併し段々熟練を積むに従つて案に書取ることが出来る様になつた。

第二期生の場合、生徒手当七円であつたのが、六円に減額されて

いるのがめだつ。私費生にも文房具は支給されたから、生徒数の増加に伴う出費をおさえるため、官費生の手当を削減したのである。⁽⁵⁴⁾
 「法学校速成科一覽」(明治十七年)によると、三年間の授業科目は、次の通りである。⁽⁵⁵⁾

初 年	第 二 年	第 三 年
擬律擬判 民法人事編 民法草案 物上權 刑法	擬律擬判 对人權ノ 民法草案 統証 概編 訴訟法 治罪法	擬律擬判 民法草案ノ 統 商法 行政法

右の外、初年度において、ポアソナードは「法律ノ大意」の講義を行つたようである。⁽⁵⁶⁾ これらの講義の中、擬律擬判は別として、民法草案、刑法、治罪法は日本法、他はすべてフランス法であつたと思われる。

担当者は、刑法、治罪法は井上正一、フランス民法は栗塚省吾と一瀬勇三郎であつた。⁽⁵⁶⁾ 但し栗塚は十六年十二月に退任した。⁽⁵⁷⁾ そのほか訴訟法、行政法、商法の担当者は、はつきりわからないが、第二期生を教えたこともある岸本辰雄、そのほか富谷銈太郎、飯田宏作(共に正則科第二期生)等が関係したようでもある。⁽⁵⁸⁾ ポアソナードは、前述の法律大意のほか、当時編纂中の日本民法草案を講じたが、その通訳は一瀬勇三郎が担当した。その模様は、国分三亥が次のように述べている。⁽⁵⁹⁾

余の一瀬先生を知りたるは、明治十六年、司法省法学校に入りし時に始まる。先生は仏人ポアソナード氏の通訳として、日々颯爽たる風姿を講壇に顯はされ、流暢周密なる通訳を以て法律の初歩を学ぶ者にも能く了解せしめらる。其翌年には先生自ら民法証拠篇の講義を担当せられて、其蘊蓄を傾倒せらるゝ所あり。……ポアソナード氏の試験答案も亦先生に於て採点せらるゝを例とす。

この談話によつて、一瀬がポアソナード講義の試験採点を行つたこと、さらにフランス民法証拠篇の講義も、彼が分担したことがわかる。⁽⁶⁰⁾

擬律擬判については、柳沢が、

尚ほ我々は毎日講堂で法律の講義を聴かされた計りでは無かつた。擬律擬判といふ宿題を絶へず課せられた。それは民事、刑事の假想事実を問題とし、これに法律を適用して判決書を擬成するのであつた。即ち其課題の目的は裁判書の書き方を練習せしむるに在つたのである。⁽⁶²⁾

と述べているから、主として宿題の形式で行われたようである。⁽⁶²⁾ その担当者は判事の津村董と柳田直平(共に速成科第一期生)であつた。⁽⁶³⁾ 十六年十二月、司法卿は大木から山田顕義に変わったが、このことはすでに前節で述べた(本誌第七号八二頁参照)(十八年十二月以降、司法大臣)。

翌十七年三月、初年前期試験の結果について、国分三亥は次のごとく述べている。⁽⁶⁴⁾

第一学年前期の試験では成績に大なる差異が出来、当時の総人員百九十八人中(官費生九十七名私費生百一名)総平均数十分の五を得て及格したる者僅かに九十八人、得点十分の三に及ばざるものにして罷免せられたる十一名を算せる状態であつて、卒業迄には随分多数の人が淘汰せられたのであります。

入学者二百九名の中、最初の半年間にすでに十一名(官費生三名、私費生八名)が脱落していたわけであるが、その氏名は明らかでない。

初年前期(十七年三月)試験を受けた百九十八名の氏名および成績席次は、次の通りである。

前註(a) 前掲懐旧録に掲載されている一覽表による(法曹記事第一二四卷一号・四三頁以下)。
 (b) 原表の「福島県平民」「岡山県士族」は、「福島・平」「岡山・士」と略した。

氏名	族籍	私費席次	氏名	族籍	私費席次
松浦 龜藏	福島・平	1	奥村 梅次郎	岐阜・士	10
藤沢 謙	愛媛・平	2	能勢 万	岡山・士	11
松田 協輔	山口・平	3	伊東 忍	秋田・平	12
橋爪 重	長野・平	4	板井 重太郎	熊本・士	13
國分三亥太郎	岡山・士	5	足利 義泉	広島・平	14
中島 正司	兵庫・士	6	森下 盛吉	埼玉・平	15
川島 鉄弥	三重・士	7	羽仁 詳一	山口・士	16
東ヶ崎 菊松	茨城・平	8	沢柳 友一郎	長野・士	17
石井喜兵衛	岩手・平	9	伊藤 善二郎	東京・平	18

土橋 速水	長崎・士	19	岩城 重起	福岡・士	45
津末 豊三郎	大分・士	20	高橋 四郎	愛媛・平	46
鷹野 鋭太郎	茨城・士	21	箱山 貫	広島・平	47
犬塚 於菟磨	熊本・士	22	神田 伸二	鹿児島・士	48
池田 覚三	愛媛・平	23	勝沼 保一郎	新潟・平	49
戸口 茂里	埼玉・平	24	杉本 織之助	東京・平	50
折原 吉之助	京都・士	25	村山 勝治郎	三重・平	51
鳥山 虎也	東京・士	26	中村 菊男	長野・士	52
小林 茂	鳥取・士	27	東良 三郎	岡山・平	53
安倍 万太郎	大分・平	28	井沢 猪之吉	茨城・平	54
目沢 章庫	岩手・平	29	平原 末雄	熊本・士	55
田中英太郎	和歌山・平	30	高田 敏吉	岐阜・平	56
杉江 彦三郎	広島・士	31	大石 健太郎	福岡・士	57
杉原 佐一郎	岡山・平	32	谷村 甚吉	兵庫・平	58
湊 今朝次郎	福島・士	33	松島 柳三	長野・士	59
松本 強二	岡山・士	34	飯田 平助	鹿児島・士	60
土屋 為太郎	長野・士	35	荏司 造三郎	千葉・平	61
中原 俊太郎	福岡・平	36	大崎 鈔人	新潟・平	62
高丘 守恒	長崎・平	37	勝浦 徳次郎	東京・士	63
田中 浪江	新潟・平	38	高橋 亮治	秋田・平	64
佐藤 高頭	山梨・士	39	小林 卓治	岡山・平	65
柳 重固	山形・士	40	前田 信兆	石川・士	66
油井 守郎	山城・士	41	前田 克道	高知・士	67
田中 秀夫	佐賀・平	42	稲見 克道	静岡・士	68
小泉 久時	福井・士	43	田原 小文司	大分・平	69
岩堀 俊太郎	愛媛・士	44	坪山 高尚	東京・士	70

菊池盛	青森・士	私	72	中村次郎	三重・士	私	97	安井(徳興) 璞	宮城・士	私	123	松波佳彦	静岡・士	私	149
松井庸雄	山口・平	私	71	沢田俊雄	東京・平	私	97	奈良才吉	青森・士	私	124	松田正彦	熊本・士	官	150
上条貞幹	長野・士	私	73	斉藤 胖	兵庫・平	官	99	増茂三郎	広島・士	私	125	児島惟精	熊本・士	官	151
小河内鉄吾	三重・士	官	74	黒田英雄	新潟・士	私	100	津田茂三郎	富山・士	官	126	山口千行	茨城・平	官	152
佐々木綱治	福島・士	官	75	栗生銀三郎	和歌山・平	私	101	黒田文八郎	茨城・平	官	127	山口千行	東京・平	私	153
日高軍助	鹿児島・士	私	76	宗惚太郎	大分・平	私	102	安田弥造	三重・平	私	128	蜂谷和輔	福岡・平	官	154
長尾与吉	青森・士	官	77	森 正隆	東京・士	官	103	一戸弥太郎	青森・士	私	129	河田喜代熊	熊本・士	官	155
榎府松次郎	茨城・平	官	78	高橋 富蔵	千葉・平	官	104	日野源太	三重・士	官	130	平田武彦	熊本・士	私	156
藤井米一郎	岡山・士	官	79	勅使河原 健之輔	宮城・士	官	105	太田 茂	千葉・平	官	131	山 泉秀之	山口・士	私	157
小野 鎰三	東京・平	官	80	芳賀直政	福島・平	私	106	日高実容	鹿児島・士	私	132	一戸武介	青森・士	私	158
河野米蔵	大分・平	私	81	松田武之丞	青森・士	私	107	平岩精一	愛知・平	私	133	宮田英太郎	大分・平	官	159
桜庭孝吉	青森・士	私	82	林(昇) 好雄	高知・士	私	108	藤田捨次郎	滋賀・士	官	134	布施文四郎	千葉・平	私	160
山田定雄	青森・士	私	83	福田正巳	茨城・平	官	109	河口 玖蔵	熊本・士	私	135	川泉金一郎	佐賀・士	私	161
衛藤善次郎	大分・平	私	84	豊永熊太郎	長崎・士	官	110	大橋鉄之助	山形・士	私	136	林(肥田) 政雄	鳥取・士	官	162
磯野善吉	石川・平	私	85	田中圭三	長崎・士	私	111	三宅清次郎	岡山・平	私	137	猪股小太郎	青森・士	官	163
東海林民治	秋田・士	私	86	阿部義彰	岩手・平	官	112	早川嘉儀	東京・士	私	138	春日平兵衛	東京・平	私	164
長野祐之	鹿児島・士	私	87	佐々木源之進	福島・士	私	113	鳴海清洪	青森・士	私	139	長谷川重四郎	函館・平	私	165
平塚金作	宮城・平	私	88	西岡喜代(言)	三重・平	私	114	津坂宗裕	埼玉・士	官	140	中村熊治	山形・士	官	166
吉本熊吉	長崎・平	私	89	柴田賢之助	愛知・士	私	115	牧 竜太	鹿児島・士	官	141	林豊太郎	三重・士	私	167
柏谷総太郎	埼玉・平	官	90	佐藤郁二郎	福岡・士	官	116	前島清三郎	静岡・平	私	142	玉置直矩	三重・士	私	168
中島太郎	島根・士	官	91	三木熊雄	福岡・士	官	117	莊田要二郎	岡山・士	官	143	伝(肥田) 健吉	山梨・平	私	169
川口栄之進	青森・士	私	92	杉 三郎	栃木・平	官	118	遠藤謙真	長野・平	私	144	日置佐三郎	熊本・士	私	170
伊東友衛	青森・士	私	93	秋場格太郎	千葉・平	官	119	世木敏彦	山口・士	官	145	北島三郎	佐賀・士	私	171
角谷大三郎	和歌山・士	私	94	高橋吉五郎	東京・士	官	120	武田信吉	山形・平	官	146	生源寺貞就	熊本・士	私	172
吉岡藤次郎	京都・平	私	95	清水義一	福岡・平	私	121	池尻卷之助	福岡・平	官	147	孤田幸太郎	静岡・士	私	173
石岡雪治	静岡・平	私	96	三木登明	神奈川・士	官	122	長谷川八二郎	福島・平	官	148	佐々木 恭	広島・士	私	174

翌十八年の頃から、世間では将来速成生徒が廃止される旨の噂がながれ始めた。例えば七月十八日・静岡大務新聞が「司法省の三年生などは、速成を主とする故、自然学力も充分ならざるの患あれど、今の生徒限り之を廃止することになりしとかいふ噂あれど如何にや」と述べているのがそれである。おそらく司法省部内の論議が、世間に洩れたのであろう。

それはともかく、速成科第三期生の卒業期が、一年後に迫つた同年九月、司法省は生徒の中から優秀者を試験の上で選抜、逐次、判事補、検事補に任用する方針を定めた。その理由は、司法官の急速な需用に應ずるためと、さらにまた、百数十名が一時に卒業した場合、同時採用に難点があつたためといわれる。⁽⁶⁹⁾かくして十月、国分三亥、田中秀夫、松田協輔の三名がまず採用され、⁽⁷⁰⁾つづいて能勢万、石井喜兵衛、中島正司他十余名が採用された。これらの者は、速成科は繰り上げ卒業の取扱いをうけたのである。

しかし、この措置は、生徒を動揺させ、勉強心を減退させる傾向を生じたので、二回限りで中止され、其後は速成生徒をして判事登用規則^(十七年十二月二十六日)による試験をうけさせ、合格者から逐次採用する方針に變つたのである。⁽⁷¹⁾

十九年一月、官制改革によつて^(十九年一月二十日)学務課は廃止され「速成生徒ニ関スル一切ノ事務ヲ整理ス」るのには、総務局の職掌となつた⁽⁷²⁾。^(司法省局課分掌、十九年一月二十日司法省丙示)これにより、法学校の名称は、官制から消滅し、明治十年一月十二日、司法省達で「法学校」の名称が正式に決められた以前の状態に戻つたのであるが、一般的には、従

前からの情性で法学校と呼ばれることもあつたと思われる。ちょうどその頃、司法省内では、速成生徒の存否について、益々議論が高まつていたようである。一月八日・静岡大務新聞は次のごとく報じている。

司法省にては、法学速成生徒を廃止せんと主張せらるゝ人ある由。其趣旨を聞くに、今回各省とも経費を節減せらるゝ折から、当省の如きも鋭意費用を節せざるべからず、同生徒の如きは官費を以て養成するものにて其費用は年々一万余円の巨額に及びり。斯くの如くにして成業の上は、幾分の其功用はあるべけれど、今度登用法(前掲判事登用規則を指す——手塚註)を制定せらるゝに就ては、故らに官費を以て生徒を養成するにも及ぶまじければ、官費は現在の生徒限りにて断然廃止せられたしと云ふにありとか云ふ。

さて、前に述べた総務局の速成生徒所管はわずか一カ月足らずで終り、それは民事局に移つた。すなわち、二月二十六日の司法省局課改定^{(勅令第(二)号)}によつて民事局が「速成生徒ニ関スル事項」^(第七条)を所管したのである。ポアソナードの通訳であつた一瀬は、これに先きだち一月に、東京始審裁判所へ転出したが、^(本稿七七頁註34・参照)その後任は誰か、そしてまた、相次ぐ所管の変更によつて擬律擬判その他の科目の担当者にも異動があつたのかどうか、これらの事情を示す資料は、残念ながら見当らない。

同年四月一日、元東京大学法政学部別課法学生徒が文解省から司法省へ移管され、速成生徒に合併された。次の通りである。⁽⁷⁴⁾

当省所轄元東京大学法政学部別課法学生徒之儀兼而御協議致候
通来四月一日ヨリ御省へ引継致度候条該生徒ニ關スル規則学科課
程等別紙一括相添此段及御照会候也

文部大臣

司法大臣宛

東京大学は、同年三月一日、帝国大学へと改組された(同日、帝國
令第76号)が、別課法学生徒は帝国大学へは承継されず、一ヵ月遅れて
直接司法省へ移管されたのである。

別課法学生徒は、明治十六年七月五日、法学部内の別課法学科に
入学した生徒がその最初である。(76)同科は法学教育の普及を目的と
し、同年五月、穂積陳重(東京大学教授)、菊池武夫(同大学講師)
他五名の建議にもとづき設立されたもので、修業年限三ヵ年、とく
に希望した場合さらに特等科一ヵ年を延長した。しかし、経費の都
合から十八年四月に、新規募集は停止し、その代りに在学生の(入
学者第一回生三十一名、第二回五十四名)修業年限をすべて四ヵ年に
延長した。(77)十八年十二月法学部は法政学部となつたから、十九年四
月、司法省へ移管された当時の名称は、法政学部別課法律科であつ
たわけである。生徒数は四月一日現在で第二年生三十六名、第三年
生二十四名、合計六十名であつたというが、(78)司法省へ移管の生徒数
は四十七名であるから、他の十三名はその際に退学したものと思わ
れる。しかし、それらの氏名はすべて残念ならわかない。

同年五月四日、裁判所官制(勅令第
四〇号)が施行された。(81)これはわが国
裁判制度上、劃期的なもので、「裁判所構成法編纂に至る前提的準備

試験⁽⁸²⁾」であつた。この官制によると、裁判官は「裁判所ノ長、局長、
評定官、判事、判事試験補」、検察官は「検事長、検事、検事試験補」
(第一)を指した。従来の判事補、検事補は廃止されたのである。判
事試験補、検事試験補は、登用試験の合格者を予定したものであつて、
判事補、検事補とは異なる。しかし、当時、判事、検事の数が十分
でなかつたので、「始審治安兩裁判所判事、検事職務ハ現任判事補、
検事補ヲシテ姑ク之ヲ行ハシム」(83)(十九年五月四日)という経過措置が
採られ、従前の判事補、検事補がそのまま存続した。この暫定措置
を早急に解消するため、司法省は部内の判事補、検事補、書記など
をして、極力、判事登用試験を受けさせる方針を採つた。当時、参
事官として本省に勤務していた倉富勇三郎(速成科第一期生)は、
その模様を次のように述べている。(84)

司法事務の改善は、固より一朝一夕にして成るべきものに非ざ
るを以て、憲法実施期の未だ甚だ迫らざる時に、事務改善の方策
を講ずることは、之を忽かせにすべきものに非ず。司法省に於て
明治十七年十二月に判事登用試験規則を定めたるは、此に見る所
ありたるならん。然れども受験者少数にては実際の需用に應ずる
に足らざるを以て、明治十九年には判事補、検事補、書記は在官
の儘試験を受くることを許し、筆記試験は東京を除く各控訴院に
て之を行ひ、口述試験は試験委員が控訴院に出張して之を行ふ如
き便宜の方法を用ひ、此の手續に依る試験を行はれたること二
回、成るべく多数の合格者あらしむる方針の下に行はれたる二回
の試験にて五百余名の合格者ありたり。

前掲司法沿革誌によると、二十年一月の司法部内者のみに行われた臨時判事登用試験の合格者二百九十九名⁽⁸⁶⁾、同年十月の一般を対象にした第三回判事登用試験での部内者の合格者二百十九名⁽⁸⁷⁾(部外四十九名⁽⁸⁷⁾)、併せて五百十八名で、倉富談の「五百余名」と一致する。この中には、川淵竜起のような速成科出身の判事補、検事補もふくまれていた。

そうした一般部内者に対する特別措置に先立ち、速成科在學生に對しては、これまた、できる限り早く登用試験を受験できるように格別の取扱いが講ぜられた。まず、十九年五月四日、「法学速成生徒ノ二級以上及帝國大学ヨリ移リタル第三年生ニシテ志願ノ者」に、同年十一月行われる第二回判事登用試験の受験を許した⁽⁸⁹⁾。この時、受験した柳沢重固は、次のように述べている⁽⁹⁰⁾。

在學滿三年即ち明治十九年、我邦に於ける第二回目の判事登用試験を司法部にて挙行せらるることになつた。そして我々生徒一同は在學の儘応募を許された。在學生徒の殆んど全部が試験願を差出した。余も七月九日附で判事登用試験願を提出した。……余は僥倖にして及第した。及第者は全部で三十五名。其内二十四名は余等の同期生で、其余は他の私立学校よりの応募者であつた。

明治十九年十二月九日附、判事登用試験委員長、東京控訴院長西成度、判事登用試験委員、司法省民事局長南部甕男、司法省刑事局長河津祐之、司法大臣秘書官菊地武夫、司法書記官井上正一、司法省参事官宮城浩蔵、司法省参事官龜山貞義、始審裁判所

判事倉富勇三郎、司法省参事官江木衷諸氏連名の「判事登用試験及第ノ証トシテ此証狀ヲ授与ス」との証書を授与せられ、又同月十七日附「法律学卒業」司法省といふ卒業証書を授与せられ、余の學生生活は全く茲に一段落を告げた。

余も弥々実社会に身を投じて活動せなければならぬ事が確定した。それは判事登用試験及第の証狀と同日の日附で、司法大臣山田顯義より「判事試験ヲ命ス、但奏任取扱月俸四拾五円下賜」といふのと「福島始審裁判所詰ヲ命ス」といふのと二通の許令書を授けられたからである。

判事登用試験及第者も、皆な同時に採用せられたのでは無かつた。余と同時に任命せられたのは、約二十名程であつた様に記憶する。月給は最高五拾円であつたが、其最高給を受けたのは同窓中ではM氏一人で、余は四拾五円の組であつた。

この記事によつて、第二回判事登用試験合格者中、速成生徒は二十四名であつたこと、そして彼等は同時に速成科の卒業証書を授与されたこと、さらに彼等は逐次判事試験に任用されたが、その俸給には若干の差別があつたこと(試験の成績によるものと思われる)などが判明する。

先きに述べたごとく十八年十月以前、速成生徒の中から成績優秀者として選ばれ判事補、検事補(判任官)に任用された者がいたが(本稿七〇頁参照)、これらの者は十九年十二月当時、なおその職にいた。ところが十九年十二月任用された者は判事試験(奏任官待遇)であつたから、それらの者の方が上位になつたわけである。これに

ついで、国分三亥は次のように述べている。⁽⁹¹⁾

私共は……期に先つて卒業して判事補又は検事補になつて喜んでゐた処が、後に残つた連中は、其翌十九年に判事登用試験を受けて、相当多数の者（二十四人——手塚註）が及第して司法官試験を命ぜられ、奏任官待遇と為りて意氣揚々として校門を出たので、先きに出た者は馬鹿を見た訳である。検事正（東京始審裁判所——手塚註）の野崎啓造氏は、頗る同情の深い人であつたから、之を心配されて、一日私を呼んで誠に氣の毒である。其の中には又判事登用試験があると思ふ。君は十分に之に及第する学力はあるとするも、今後専ら勉強するのが安全であらうから、此の際一級上げて休職にしてやるから、再び学校にて講義を聴きてはどうか、学校の方にも話して見たが、それには及ぶまいとは曰ふて居るが、どうかとの懇篤なる話があつたが、私は御厚意は誠に難有いが、此の儘で勉強して試験を受けますからと曰ふて断りました。翌年春、試験を受けて及第し、直に検事に登用せられました^(ママ)が、前年司法官試験になつた人は、尚修習中でありましたので、結局、早く出た者が利益であつて、是が後々迄に大いなる影響があつたのであります。

二十年「春」の「試験」とあるのは、前述の同年一月行われた部内者のみの登用試験を指すものと思われる。当時、判事については、前述の判事登用規則以降、同規則に定められた有資格者以外には、判事に任用されず、登用試験に合格したものも、判事試験として一ヵ年以上、始審裁判所に勤務しなければ、判事に登用されなかつた^(十九年一月二十六日)が、検事については一般的な登用規則はなく、前掲判事登用規則中に、「判事試験一ヵ年以上ノ者ハ検事ニ登用スルコトアルヘシ^(同前第)」^(二条)とあるのみで、とくに一定の資格を要求した規定はない。国分が判事登用試験合格後、直に検事に任用されたのは、それがためであらう。前掲国分談によると、彼以外にも同様の取扱いをうけた者があつたようであるが、具体的にはそれを確めえない。

これより先き、十九年九月には第三期生は卒業時期に達した筈であるが、そのまま修業延長の措置が採られていたものと思われる。翌二十年の春、残る法学速成生徒について臨時判事登用試験が舉行されることが決まつた。次の通りである。⁽⁹²⁾

司法省告示 二十年四月一日第七号

当省法学生徒修業満期に付明治十七年太政官第百二号達ニ基キ本年六月一日ヨリ右生徒ニ対シ臨時ニ判事登用試験ヲ舉行ス筆記試験は六月一日から行われたが、その模様を、六月六日・時事新報は次のように伝えている。

司法省にては、去る一日より同法学生徒の臨時判事登庸試験を執行せしが、同試験は第一日を刑法、治罪法、第二日を財産篇、契約篇、第三日を売買篇、証拠編、第四日を商社法とし、各々三問題宛を發して之が答弁を為さしめ、一昨四日午前を以て全く終結を告げたりし。因に云ふ。此法学生徒は現在の生徒卒業限り全く廃す可き予定の由なるが、同省二三の参事官は、同生徒養成は我國司法部に最も必要あるを主張し、好し費額節減の爲め、

官費支給は廃する事とするも、法学生徒の名義丈々は従前の如く保存し置き、有志少年の自費修学を許すべしとの意見にて、既に其趣きを司法大臣へ建議したりと云へり。

この記事で、当時、速成生徒の廃止が決定していたことがわかる。司法省参事官には法学校出身者が多かつたから、おそらくそれらの人の中に、存置論がつよかつたのであろう。

さて、筆記試験の合格者には、翌七月一日から口述試験が行われた。七月十四日・大阪日報は、次のように述べている。

司法省法学速成生徒。本月一日より同生徒に対して臨時に判事登用試験を行ひ居るとのことは、既に日外の本紙に記せしが、右口述試験は既に去る十一日迄に結了し、昨日は其及第せし者へ卒業証書を授与したる筈なるが、同生徒百七十名の中、筆記試験に落第せし者六十名、口述試験に落第せし者二十名にして、全く及第せし者は九十名なりしと云ふ。尤も右及第者は暑中休暇の済み次第夫々判事試験に任用し、落第者は来る十月に執行する判事登用試験を受けしむる都合なりとぞ、又、同生徒召募のことに付ては一時種々の評議もありしが、右は愈々召募せざることに決定せしと聞く。

十三日に授与された「卒業証書」というのは、判事登用試験及第証書のことであろう。この記事では合格者九十名と述べているが、前掲司法沿革誌では「本省法学生徒ニ臨時判事登用試験ヲ行ヒ及第者七十七名⁽⁹⁶⁾」としている。新聞記事の誤報とみるべきであろう。

同年九月、速成生徒の授業を終結⁽⁹⁷⁾、翌十月六日、百五十一名に卒

業証書が授与された⁽⁹⁸⁾。十八年十月以降判事補検事補に任用の者約二十名、十九年十一月の判事登用試験合格者二十四名は、前に述べたごとくすでに卒業証書が授与されていたから、この百五十一名には入つていないと思われる。前掲大阪日報の記事にいうごとく、二十年六月当時の在学者数が「百七十名」とするならば、十九名はそれ以後の退学、死亡者か、あるいは修業は終つても卒業証書は授与されなかつた者とみるべきであらう。

なお、この卒業式直前の十月一日に行われた第三回判事登用試験にも、多数の速成生徒が受験し、合格者も相当あつたと思われるが、残念ながら詳しいことはわからない。

さらに同年十二月、速成生徒卒業者には、代言人の無試験免許を⁽⁹⁹⁾⁽¹⁰⁰⁾みとめた。次の通りである。

司法省訓令⁽¹⁰¹⁾⁽¹⁰²⁾

司法省変則法学生徒卒業者代言營業ヲ出願セントキハ代言人規則第二十七条第二十八条ニ関セス免許状ヲ授与スヘキニ付、出願ニ際シ卒業証書ヲ検査シ其写ヲ願書ニ添ヘテ進達スヘシ

明治二十年十二月十三日

司法大臣 山田顕義

同月二十一日の「司法省官制中改正」⁽¹⁰³⁾（勅令第⁽¹⁰⁴⁾一六二号）では、民事局の所管事務の中から速成生徒に関する事項が一切消滅している。

かくして速成生徒に関する措置はすべて終了した。九年四月、員外出仕の生徒の教育を開始してから数えると、速成科の存続期間は、十一年六ヵ月であつた。

- (1) 前掲懷旧録では、「速成科沿革略誌」あるいは「速成科卒業生」(法曹記事第三卷一頁一五頁、一八頁、圈点・手塚)というふうに、一般的名称として「速成科」と呼ばれている。明治十七年十二月一日、司法省書記局学務課から出版された小冊子に「法学校速成科一覽」なるものがあるから(本誌第六号五六頁註4・参照)、その当時、速成科の名称が公式のものであつたことはわかるが、その名称がいつから公式に使用され始めたかは、明らかでない。後ちに本文で述べるところ(本稿六九頁参照)、「速成生徒」の名称が用いられたのは十七年七月からであるから、この時、速成科という名称を正式に採用されたのかも知れない。加太邦憲は「正則変則」と述べているから(前掲自歴譜・一〇六頁)、「変則科」ともいわれることがあつたのであろう。なお、本文に後掲の二十年十二月の司法省訓令(本稿七四頁参照)には「変則法学生徒」という言葉が使用されている(前掲司法沿革誌・一〇六頁も、それをそのまま引用している)。速成生徒の名称を変更したとすれば、いつからか、あるいは非公式に用いられていた名称を、不用意に訓令の中に使用したのか。いま、それを確めえない。本稿では、明治九年四月、員外出仕の生徒の入学以降、二十年十月、速成生徒の卒業證書授与までの全期間を通じて、便宜上、速成科と呼称した。
- (2) 前掲分類大全・官職門・官制・司法省(一)・三三頁以下。
- (3) 前掲速成科略誌・法曹記事第三卷一頁・一一五頁―一二六頁。
- (4) 前掲分類大全・官職門・官制・刑部省彈正台司法省(一)・三三二頁。

- (5) 前掲司法沿革誌・三三頁―三四頁。
- (6) 前掲速成科略誌・法曹記事第三卷一頁・一六頁。
- (7) 前掲法規分類大全・官職門・官制・刑部省彈正台司法省(一)・三七頁。
- (8) 註6に同じ。
- (9) 明治十年七月五日・東京日日新聞に「明後七日より司法省に於て、出仕生徒の試験が始まる」とあり、さらに同月十八日・同新聞に「司法省の出仕生徒の試験も明十九日にて全く相済むよし。扱、その中より四十人ばかり選挙のお積りなりと云ふ」とあることから推測した。
- (10) 註6に同じ。前掲司法沿革誌・四三頁。正則科の場合、七月末から九月始めまでは夏休みである(本誌第七号七〇頁参照)。速成科もそれに準じたものと思われる。しかし、十二年は八月六日まで授業が行われているから(註11・参照)、授業の都合で、休暇期間を短縮することもあつたのであろう。
- (11) 明治十三年・司法省蔵版のポアソナードの「仏国民民法契約篇第二回講義」(十一年二月十五日から十二年四月二十六日まで八十六回の講義)、「仏国民民法財産篇講義」(十二年四月二十三日から七月十八日まで二十二回の講義)、および十三年・蔵版の「仏国民民法期滿得免篇講義」(十二年七月二十三日から八月六日まで六回の講義)は、この速成科における講義を印刷したものと思われる。筆記者は、いづれも一瀬勇三郎、大島三四郎、井田鐘次郎が交代で担当している。なお、「契約篇講義」は第二回分であり、第一回分の講義も刊行された筈であるが、私はまだそれを見る機会をもたない。
- (12) 前註に述べた講義の筆記者から推測した。一瀬は十年九月、司法八等属から五等属に抜擢され、十二年八月、四等属に昇進してい

る(前掲瀬勇三郎翁・三七八頁)。大島と井田は、十一年六月「官員録」によると、いずれも司法五等属であり(一二八枚裏)、十二年一月「官員録」でも同様である(一三一枚表)。

(13) ヒルは明治初年、神奈川県御雇外人であつたアメリカ人法律家で、県令大江卓の命をうけてマリヤルーズ号事件の文書を集録、それが「白露国馬俚亞老士船裁判略記」(神奈川県法律顧問佐和希児編、神奈川県典事林道三郎訳、神奈川県一全訳官何幸五校訂)として明治七年に出版されている(「明治文化全集」外国文化篇・昭和三年・二七頁以下に覆刻)。司法省には、「法律並裁判顧問」として九年八月から十三年八月まで在職した(堀内メモによる)。「自明治四年至明治九年末 居留地外居住外人表」によると、彼は九年八月以降、駿河台西紅梅町三高橋やす方に居住している(前掲築地居留地・三七五頁)。ところが、六年一月に江藤司法卿の書いた文書によると、ヒルは権大判事玉乃世履、権中判事西成度等と共に、「訴訟法略則」の起草に参加している(前掲江藤南白・下巻・一〇頁―一二頁)。とすると、彼はその頃すでに司法省に雇用されていた(臨時雇かも知れないし、あるいは神奈川県のまま司法省に出向したのかも知れない)とも考えられるが、いま確証をえない。

(14) (15) 註6に同じ。

(16) 磯部は、明治八年から十一年末までフランスに留学、帰朝後の十二年二月、判事に任ぜられた(桂正直「磯部四郎君伝」・中越名士伝・明治二十五年・八頁)。

(17) 註6に同じ。前掲司法沿革誌・四九頁。

(18) 明治十三年二月二十七日・東京日日新聞に「昨日……昨年同生徒(速成科第一期生を指す―手塚註)より十六等、十七等出仕の向は判事補に、御雇の向は十六、十七等出仕に昇進せり」とあるこ

とから推測した。しかし、明治十三年九月「官員録」によると、第一期生の中、優等生と思われる倉富勇三郎、津村董は司法六等属(判任十三等)に在職し(一六四枚裏)、矢野茂、永島巖は東京裁判所判事補(判任十等―十五等)に在職している(一七二枚表)から、十三年二月に、当然判事補に昇任すべき者の全員が、判事補になつたわけではない。一部の者は司法属として本省に留まつていたと思われる。

(19) 前掲速成科略誌・法曹記事第二三卷一―一七頁。前掲司法沿革誌・八九頁。

(20) 国分三亥「往事を追懐して」(上)・法曹会雑誌第一六卷七号・昭和十三年・九八頁。なお、国分氏は後ちの朝鮮高等法院検事長である。

(21) 「川淵竜起自歴譜」・昭和八年・三六頁。なお、川淵氏は後ちの宮城控訴院検事長、広島市長である。

(22) 前掲司法沿革誌・五一頁。

(23) 川淵・前掲自歴譜・三六頁―三七頁。

(24) 山本茂「条約改正史」・昭和十八年・二二〇頁。

(25) 川淵・前掲自歴譜・三六頁。

(26) 註6に同じ。前掲司法沿革誌・五一頁。

(27) (28) 川淵・前掲自歴譜・三六頁。

(29) 前掲書・三七頁。

(30) 明治十三年、司法省蔵版のポアソナード講義加太邦憲筆記「法律大意講義」は、同年三月三十一日から五月十二日まで、毎週二回、全十三回の講義筆記であるが、その年月からみて、速成科の講義をまとめて著書にしたものと思われる。なお、同書によつて、ポアソナードの親族法に関する所見を検討したものに、谷田員三郎

「身分法における普遍性と特殊性——ポアソナードの身分法論の回顧——」(同志社法学第二五号・昭和二十九年十二月・一頁以下)がある。谷田貝教授は「この講義の筆記が司法省蔵版となつてゐるところから、司法省法学校でなされたものであるかと想像されるが、これを詳かにしない」(前掲書・一八頁註1)と述べられてゐる。

(31) 前掲速成科略誌にも「教師『ポアソナード』法律ノ大意及ヒ民法草案ヲ講シ、正則生徒教師『アツペール』仏蘭西刑法ヲ講ス。仏蘭西法律學士岸本辰雄小倉久ヲ教師ニ加ヘ仏蘭西訴訟法同商法及刑法ヲ講ス」(法曹記事第三卷一號・一一六頁)とあるが、これでは、授業時間割はわからない。

(32) 川淵・前掲自歴譜・三七頁。

(33) 明治十三年十二月(凡例目附)・司法省蔵版のポアソナードの「民法草案財産篇講義」(十三年五月十四日から十四年十月二十六日まで九十回の講義)、および刊年不詳「民法草案財産篇第一部講義」(十四年十一月二日から十六年四月六日まで九十一回の講義)は、この速成科の講義を印刷したものと思われる。筆記者は、いずれも加太邦麿、一瀬勇三郎、藤林忠良が交代で担当している。なお、本文で述べるとく、ポアソナードは十六年六月二十七日まで日本民法草案の講義を行つてゐるが(本稿六二頁参照)、四月以降六月までの講義が印刷されたかどうか、いま確かめない。

(34) 加太は十三年四月、司法三等属から二等属に進み、同年九月、一等属、十五年十二月、司法権少書記官となつてゐる(加太・前掲自歴譜・官歴略・二三頁―二四頁)。一瀬は十三年三月、司法四等属から三等属に進み、同年九月、二等属、四十年十一月、一等属、十六年九月、判事となつたが、相変らず第七局(法学校担当)に勤

務し、十九年一月、東京始審裁判所判事へ転じた(前掲一瀬勇三郎翁・三七八頁―三七九頁)。十三年九月「官員録」によると、藤林は司法三等属、大島は同二等属に在職し(二六四枚表)、十四年五月「官員録」でも同様である(二四七枚裏)。十五年七月「官員録」では、藤林は一等属になつてゐるが、大島は在職していない(二七一枚表)。十六年六月「官員録」でも同様である(一七五枚表)。したがつて、大島は、十四年の後半か十五年の前半の頃、司法省から去つたものと思われる。なお、大島は後ちの会計検査院検査官である。因みに、大島はポアソナードの日本民法草案講義の通訳には関係しなかつたようであるから(前註・参照)、アツペールの通訳を受持つてゐたのかも知れない。

(35) 註31・参照。

(36) 明治十三年七月十二日・東京日日新聞は「司法省法学校を卒業して同省御用掛となりし岸本某氏は猶法学研究のため欧州へ差遣はされしが、此ほど帰朝して法学校講義員を命ぜられたり」と報じてゐる。

(37) (38) (39) 前掲速成科略誌・法曹記事第三卷一號・一一六頁―一一七頁、明治十三年九月「官員録」によると、小倉久は司法省御用掛(奏任取扱)であり(一六四枚表)、十四年五月「官員録」でも同様である(二四七枚裏)。栗塚省吾、岸本辰雄、井上正一の名は、いずれの官員録にもみえていない。おそらく司法省雇であつたと思われる。

(40) 註13・参照。

(41) (42) 註6に同じ。

(43) 前掲法規分類大全・官職門・官制・刑部省彈正台司法省(一)・三三三頁。

- (44) 前掲速成科略誌・法曹記事第三卷一一号・一一七頁。
- (45) 川淵・前掲自歴譜・四七頁。
- (46) 前掲書・四八頁。
- (47) 註18・参照。
- (48) 十六年七月九日付で判事補に任ぜられ、月俸三十円を下賜された川淵竜起の手記によると、三十円の俸給は「第一等卒業証書を得たるもの十余名のみ」で、「第二等以下は各五円を減減す。但四、五等と六、七等とは各之を一組として俸給額を定められたり」(前掲自歴譜・四九頁)と述べている。この記述が正しいとすれば、卒業等級は七等までであり、一等は三十円、二等は二十五円、三等は二十円、四、五等は十五円、六、七等は十円の俸給をうけたこととなる。十六年六月「官員録」によると、判事補の俸給は四十五円以下二十円まで(判任九等——十五等)あるが、それ以下はなく、司法省職員でそれ以下の職は、司法九等属(判任十六等)が十五円、司法十等属(判任十七等)が十二円である(六枚表、七枚表)。これより低い俸給は雇であろう。とすると、判事補に任命されたのは、三等卒業生までであつて、以下四、五、六、七等の卒業生は司法属(九等か十等)あるいは雇に任命されたのかも知れない。
- (49) 園分・前掲往事を追懐して(上)・法曹会雑誌第一六卷七号・一〇〇頁。
- (50) 柳沢重固「温故知新」・法曹会雑誌第一二卷一号・昭和九年・一一五頁。なお、柳沢氏は後ちの福島地方裁判所長である。
- (51) 柳沢談によると、九月十六日付を以て法学生徒に任用されたといっている(前掲書・一一六頁)。しかし、前掲懐旧録によると、速成科第三期の入学は「十六年十月」としており(法曹記事第二四卷一号・四三頁)、園分三表談でも「法学生徒申付候事」の辞令をうけたのは「十六年十月」と述べている(野村正男「法窓風雲録」上巻・昭和四十一年・一九頁)。本文で述べたごとく九月中旬に入学試験が行われたとすれば、「九月十六日」に発令されるわけはない。柳沢のいう「九月十六日」は、十月十六日の誤りであろう。
- (52) 註44に同じ。前掲司法沿革誌・九〇頁。
- (53) 柳沢・前掲温故知新・法曹会雑誌第一二卷一号・一一六頁。
- (54) 前掲速成科一覽・六頁―七頁。かつて滝川政次郎博士は、これと同じ授業科目表を紹介されたことがある(前掲法制史・明治以後に於ける歴史学の発達・一四一頁)。あるいは前掲速成科一覽を典拠とされたのかも知れない(本誌第七号九五頁註122・参照)。
- (55) 前掲速成科略誌に「教師「ボアソナード」法律ノ大意及ヒ民法草案ヲ講ス」とあり(法曹記事第三卷一一号・一一七頁)、また、柳沢も「講義は仏国法学博士ボアソナード先生の法律大意から始まつて、日本民法草案の講釈が重なるものであつた」(前掲温故知新・法曹会雑誌第一二卷一号・一一六頁)と述べている。
- (56) 園分・前掲往事を回顧して(上)・法曹会雑誌第一六卷七号・九九頁。
- (57) 前掲速成科略誌・法曹記事第三卷一一号・一一七頁。
- (58) 柳沢は「行政法、商法、刑法、治罪法、民事訴訟法等は、井上、岸本、富谷、栗塚、飯田及一瀬其他諸先生が分担された」(前掲温故知新・法曹会雑誌第一二卷一号・一一六頁)と述べている。井上、栗塚、一瀬は別として、他は岸本辰雄、富谷銆太郎、飯田宏作のことと思われる。十七年十月「官員録」によると、富谷は司法省御用掛(判任)であり(一九三枚表)、十八年十一月「官員録」でも同様である(二二三枚表)。しかし、岸本、飯田はいずれの官員録にもみえていない。司法省雇であつたかも知れない。

(59) 前掲一瀬勇三郎翁・二九九頁。

(60) 明治十九年・司法省蔵版の一瀬勇三郎「仏国民法証拠篇講義」は、この講義を印刷したものと思われる。なお、一瀬の講義は十七年十月から行つたものである（前掲速成科略誌・法曹記事第二三卷一―一七頁）。

(61) 柳沢・前掲温故知新・法曹会雑誌第二二卷一―一七頁。

(62) 司法省第七局編「民事問題」・「民事答案」（明治十六年刊）、同「刑事問題」・「刑事答案」（同前）は、この速成科における擬律擬判の教材と思われる。

(63) 国分・前掲往事を追懐して（上）・法曹会雑誌第一六卷七号・一〇一頁。十六年六月「官員録」によると、津村、柳田は本省詰の判事として在職しており（一七六枚裏）、十八年十一月「官員録」でも同様である（二二二枚表）。

(64) 前掲書・一〇〇頁―一〇一頁。

(65) 前掲速成科一覽・二四頁。

(66) 註44に同じ。前掲司法沿革誌・九二頁。

(67) 前掲速成科一覽・七頁以下。

(68) 前掲分類大全・官職門・官制・刑部省彈正台司法省（一）・三四八頁。

(69) 国分・前掲往事を追懐して（上）・法曹会雑誌・第一六卷七号・九頁。

(70) 前掲書・一〇二頁。

(71) 前掲書・九九頁―一〇〇頁。

(72) 前掲分類大全・官職門・官制・刑部省彈正台司法省（一）・三五二頁。

(73) 前掲分類大全・官職門・官制・司法省（一）・一九二頁。

司法省法学校小史（3・完）

(74) 前掲東大五十年史・上卷・六一―五頁。

(75) 前掲書・九三一頁。

(76) 前掲書・五九四頁。

(77) 前掲書・六〇八頁以下。

(78) 前掲書・五八四頁。

(79) 註74に同じ。

(80) 前掲司法沿革誌・九九頁。合併された別科生は「四十三名」とする説もある（加太・前掲自歴譜・一〇六頁）。

(81) 前掲分類大全・官職門・官制・司法省（一）・一九三頁以下。

(82) 小早川・前掲明治法制史論・公法之部下卷・一一二―一頁。

(83) 前掲分類大全・官職門・官制・司法省（一）・二〇一頁。

(84) 倉富勇三郎「裁判所構成法施行前後の回顧」・法曹会雑誌第一七卷・昭和十四年・一一号・二五頁。明治十九年十月「官員録」（甲）によると、倉富は東京始審裁判所判事であるが（二二八枚

表、同二十年十二月「官員録」（甲）によると、司法省刑事局勤務の参事官である（二一四枚表）。

(85) 明治十八年八月に行われた第一回判事登用試験の合格者は、わずかに三名であつた（前掲司法沿革誌・九六頁）。

(86) 前掲司法沿革誌・一〇三頁。

(87) 前掲書・一〇六頁。

(88) ここに「二級」という言葉があることからみると、当時、速成生徒はその成績に応じていくつかの等級に分かれていたと思われるが、詳細を知る資料を見出しえないのは残念である。

(89) 前掲司法沿革誌・一〇〇頁。

(90) 柳沢・前掲温故知新・法曹会雑誌第二二卷一―一七頁以下。

- (91) 国分・前掲往事を追懐して(上)・法曹会雑誌第一六卷七号・一〇三頁以下。
- (92) この内閣達は、明治十七年十二月二十六日・太政官達第一〇二号「判事登用規則」の一部改正法である(「官令新報」明治十九年一月・四頁)。
- (93) 検事登用規則がないので、検事試補の任命方法がはつきりしない。このことは、明治二十年十二月二十二日・司法省請議の中に「文官試験規則実施前ノ今日ニ在テハ、検事試補任命ノ途無之云々」(前掲分類大全・刑部省彈正台司法省(一)・三〇八頁)と述べていることからもわかる。したがって、十九年五月の裁判所官制施行以後においても、検察官の任用だけはすべて従来通り個別的に経歴を考慮して行われたものと思われる。その場合、判事登用試験に合格していることは、もつとも有力な経歴に計算されたのである。
- (94) 「法令全書」・明治二十年・告示之部・一一七頁。
- (95) 明治十九年十月「官員録」(甲)によると、司法省参事官十三名中、法学校出身者は井上正一、熊野敏三、宮城浩威、木下哲三郎、岩野新平、亀山貞義の六名で、いずれも正則科第一期生である(二二〇枚裏——二二一枚裏)。二十年十二月「官員録」(甲)では、井上が書記官に転じているが、他の三名は変わらず、さらに倉富勇三郎(速成科第一期生)が加わっている(一一四枚表)。
- (96) 前掲司法沿革誌・一〇四頁。
- (97) 前掲書・一〇五頁。
- (98) 前掲書・一〇六頁。
- (99) 第三回判事登用試験前、第三期卒業生の中、同試験未合格者が七十余名いた筈である。
- (100) すでに本文で述べたごとく第三回判事登用試験の司法部内合格者は二百十九名いたが(本稿七二頁参照)、速成科生徒合格者をふくむ数であつたかどうか明らかでない。
- (101) 前掲法令全書・明治二十年・訓令の部・二二七頁。前掲司法沿革誌には、「本省変則法学生徒卒業者ニシテ代言營業ヲ願フトキハ免許状ヲ授与ス」(一〇六頁)とある。
- (102) 卒業生の中、第三回判事登用試験にも合格しなかつた者には、適切な救済となつたであろう。しかし、速成科卒業生に代言人無試験免許をみとめることは、すでに早く明治十八年十月二十二日・静岡大務新聞に「司法省速成生徒の卒業せしものに与へらるる証書には今回より代言人の資格を有する旨を記載せらるるか」という報道もあるから、かねて計画されていた措置であつて、必ずしも窮余の策とはみるべきでなからう。
- (103) 前掲分類大全・官職門・官制・刑部省彈正台司法省(一)・三〇五頁。

六 む す び

司法省法学校十五年の足跡は、以上に述べた通りであるが、ここで、同校卒業者がその後の司法界においてどんな比重を占めるに至つたかを概観してみたい。同校卒業者の動静を考察することは、同時に、司法省法学校が明治法曹界に果たした役割りを解明することでもある。

司法省法学校出身者が、はじめて実際司法界に入つたのは、明治九年七月二十六日、正則科第一期生加太邦憲が、同期生に先んじて司法省出仕に抜擢されたのが、その最初であるが(本誌第七号六

三頁参照、その後、正則科第一期生、第二期生、さらに速成科の第一期生から第三期生まで、卒業生の大半は、裁判官、検察官あるいは司法省本省の事務官として奉職したのである。正則科第三期生と第四期生は、前述のごとく法学校廃止後、東京法学校を経て東京帝国大学を卒業したが、この人達からも多くの司法官を輩出した。司法省法学校へ入学した者の大半は、もともと司法官希望であつたであろうから、そうした就職状況は当然の結果といえよう。大量の司法官を養成するという司法省法学校創設の目的は、その点で、十分に達成されたものと思われる。

司法省法学校閉鎖後十五年を経た明治三十五年を基準として、法学校出身者の司法部内における状況を次に考察してみたい。卒業生の中には、一旦司法省に就職し、早々の裡に他の官界その他へ転職した者も、相当いるが、司法省に留つた者は全員高等官五等以上に進み、大審院をはじめ各裁判所において、いわゆる「三年生組」「八年生組」として大きな勢力を占めていた。それが明治三十五年の一般的状況である。その状況こそ、いわば司法省法学校卒業生最盛期の一断面である。

まず、最高法衙である大審院の状況は次の通りである。

院長	一等一級	南部 麴男
部長	一等三級	原田 種成
同	一等三級	寺島 直
同	一等三級	長谷川 喬
判事	二等四級	法博井上 正一 正則一期

	同	二等五級	小松 弘隆
	同	二等五級	西川鉄次郎 (東大、明治十一年)
	同	二等五級	岡村 為蔵
	同	二等五級	岩田 武儀
	同	二等五級	今村 信行
	同	二等五級	永井岩之丞
	同	二等五級	木下哲三郎 (正則一期)
	同	二等五級	柳田 直平 速成一期
	同	二等五級	伊藤 悌治 (東大、明治十六年)
	同	二等五級	芹沢 政温
	同	二等五級	馬場 歴治 (東大、明治十八年)
	同	二等五級	井原 師義 (東大、明治十五年)
	同	二等五級	鶴 丈一郎 正則二期
	同	二等五級	掛下重次郎 正則二期
	同	二等五級	志方 鍛 正則二期
	同	二等五級	法博富谷銈太郎 正則二期
	同	二等五級	鶴見 守義 正則二期
	同	三等一級	末弘 巖石 正則二期
	同	三等一級	田代 律雄 (東大、明治二十一年)
	同	三等二級	横田 秀雄 (東大、明治二十一年)
後註			一等、二等は勅任官、三等以下は奏任官。勅任官の俸給は一級から五級まで、奏任官の俸給は一級から十一級までであつた。次表の検事についても同じ。

合計	37	34	11
----	----	----	----

控訴院関係司法官の約三分の一は、法学校出身者である。とくに上級者になるほど、その比重がたかくなっていることがめだつてい

る。
四十九地方裁判所の状況は、次の通りである。
地方裁判所（四十九カ所）

合計	判 事				部 長			所 長			定 数		官 実	正 則 科	速 成 科	
	七	六	五	四	六	五	四	四	三	二	等	数				
434	315 事				70 長			49 長								
380	37	163	59	2	6	48	15	10	33	6			一	二	三	四
			1											3	4	
																2
																5
																1
			1					1	3							5
49			6					3	3							9

司法省法学校小史（3・完）

地方裁判所検事局

合計	検 事				検 事 正				定 数		官 実	正 則 科	速 成 科		
	七	六	五	四	五	四	三	二	等	数					
144	95 事				49 正										
134	12	25	46	2	1	22	23	3				一	二	三	四
													1		
				2											
										3	1	1			
10										2					三

大審院、控訴院の場合に比較すると、地方裁判所全司法官に対する法学校出身者の割合は、著しく少なく僅かに一割強にすぎない。地方裁判所の場合には、六等、七等の判検事が全体の約四割強を占めており、そのクラスには法学校出身者は皆無である。したがって、五等以上の判検事に限定してみれば、二割強が法学校出身者である。

区裁判所の場合は、地方裁判所に比較して、さらにまた法学校出身者の数が著しくすくない。すなわち次の通りである。

司法官	定数		実数		正則科	速成科
	数	実数	数	実数		
判事 (四等—七等)	596		540		1	
						1
検事 (五等—七等)	174		149			5
					1	7
合計	770	689			1	7
					23	

後註 法学学校出身者はすべて五等以上であり、判事の場合は、ほとんどすべて監督判事である。

そのほか、台湾総督府法院にも、法学学校出身者が若干名在職している。すなわち覆審法院判官に正則二期一名、速成三期一名(院長及び判官七名中)、同法院檢察局に速成二期一名(檢察官長)(檢察官長及び檢察官二名中)、三地方法院に速成二期一名(院長、正則三期一名(判官)(三院長および判官二十名中)が⁽³⁾いる。

全司法官(台湾を除く)一四二名中、法学学校出身者は一六一名であるが、上級者になるほど、法学学校出身者の占める比重はたかく、勅任判検事(一等、二等)に限定すれば、次の通りである。

出身	判検事		大審院判事	
	東京帝國大学	特進	正則	速成
(実数)	四	一〇	七	一

勅任司法官

大審院判事	控訴院判事	控訴院檢察長	地方裁判所長	地方裁判所検事	正則	合計
六	八	七	六	三	三	五二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	四
二	五	三	二	一	一	二三
四	三	一	四	一	一	二〇
〇	〇	三	〇	一	一	五

後註 大審院判事中、正則科出身の二名は、第三期生であるから、東京帝國大学出身であるが、法学学校出身に算入し、東京帝國大学出身には加えてない。

これによつて、法学学校出身者が司法機関の中心勢力を構成していることが十分了解できるであろう。また、同じ法学学校出身者であっても、正則科出身者が、速成科出身者を圧倒して上級判検事に昇進していることが判明する。この事情については、弁護士石山弥平氏が、明治四十一年に次のように指摘している。⁽⁴⁾

司法省に於ける正則生及変則生は、入学試験の際、専ら漢書漢文を以て之を採用したる結果、普通学の知識は免も角、記事論說等作文の力は、現在に比して優る所ありしなり。されは其変則生の如き、二年乃至三年の短日月を経て卒業するや、形式的試験に依り、出仕名儀より判検事補となり、裁判の実務に当り、時勢担当の裁判を掌りて國家に貢獻せり。而して正則生は初め仏語の修養を積み、尋て法科の学習を為したるが故に、其経過年度は八

年の長きに渉り、員数も亦寡少、僅かに前後三四回に達して遂には帝国大学の収養する所となる。是を以て後年に至りては、相当の実益を国家に及ぼしたれども、当初に在ては概ね速成式の実効あるに若かざるの憾ありき。然りと雖とも、功遅は拙速に如かずとの風潮は、到底一時の綱縫の方針に過ぎずして、所謂正則教則の実効は、遂に変則教育の企及し得べからざる利益あり。等しく仏国法典の下に養成せられたる生徒も、今に至りては正則生の位置、勢力、遙かに変則生の上にある。昔日の上長官は概ね今日の属僚的位置に甘せざるべからざるに至れり。是蓋し自然淘汰優勝劣敗の法則に依て然る乎。

このように、明治三十五年当時、法学校出身者は司法界に牢固たる地位を占めていた。彼等は組織的な法学教育をうけていないいわゆる特進組を駆逐して徐々にその勢力を伸長してきたのである。この状況は明治四十年代までつづいたが、何分にも正則科は四期、速成科は三期までで終り、後につづく者が全くないので、彼等が逐次司法界を去ると共に、その勢力は急速に衰退し、その跡は、明治二十年代以降続々と司法界に入った東京帝国大学出身者によつて埋められたのである。しかし、個別的にみれば、明治末期から大正時代にかけて、司法界最高の要職に就いた法学校出身者もあつた。大審院長富谷銈太郎（正則二期）（大正十年六月―同年十月）、横田秀雄（正則三期）（大正十二年九月―昭和二年八月）、司法大臣松室致（正則二期）（大正元年十二月―二年二月、同五年十月―七年九月）がそれであり、松室は司法大臣就任前に検事総長（明治三十九年七月―大正

元年十二月）をも歴任して⁽⁶⁾いた。

なお、法学校出身者（中退者をもふくむ）の中には、最初から司法界には進まず、あるいはまた司法界から転じて、他の官界あるいは学界において、はなばなしい活躍をした人達もかなり多数あつたことも忘るべきではなからう。

司法省法学校の略史並に卒業生の概況は、以上の通りである。本稿は「はしがき」でも述べたごとく、資料の十分整わない一小史にすぎない。法学校関係者の遺族の家には、貴重な資料が保管されている公算も決してすくなくない。しかし、そうした資料を克明に探索することは、一研究家の到底力及ばない至難事である。私は、将来、法務省当局が本格的な資料蒐集を行い、司法省法学校史の決定版が編纂されることを切に期待したい。

(1) 司法部職員の氏名は、すべて明治三十五年五月一日現在「職員録」・四三七頁以下を参照し、図表は手塚の作成したものである。判事検事の定員は、明治三十二年四月・勅令第一五三号（前掲書・四四六頁）により、実数は手塚の計算による。計算の基準は専任者のみに限り、兼任者はのぞいた。また法学校正則科第三期生第四期生は、東京帝国大学の卒業であるが、ここでは法学校卒業者として取扱つた。

(2) 拙稿「南部甕男」・法学セミナー・昭和三十四年八月号・三八頁以下参照。

(3) 前掲職員録・八〇七頁以下参照。

(4) 石山弥平「本邦の法学教育と実務の関係」(一)・日本弁護士協

会録事第一二五号・明治四十一年五月・二〇頁―二二頁。

(5) 司法大臣、大審院長、検事総長の就任、退任は、前掲司法沿革誌・五六〇頁以下参照。

(6) 例えは京都帝国大学総長木下広次、明治大学々々長岸本辰雄、特命全權大使杉村虎一(以上、正則一期)、内閣総理大臣原敬、北海道庁長官中村純九郎(以上、正則二期中退)、東大教授寺尾亨、梅謙次郎(以上、正則二期)、日銀総裁水町袈裟六、明治大学々々長木下友三郎(以上、正則三期)、内閣総理大臣若槻礼次郎、京大教授岡村司、織田万、勝本勘三郎(以上、正則四期)、枢密院議長倉富勇三郎(速成一期)等、寔に多士濟々である。